

C-1-2 施設（コンセプト）

意見書 No	内 容
119	この地が最終処分場立地として適当とする考えが、(株)ミダックの第1回見解書 55 頁に記されていて、②に「周辺の民家まで一定の距離をおいている」としているが一定の距離とはどれだけの事ですか。又、風の方向でも変わると思いますが・・・。 当社が先回の回答のなかで選定理由の一つとして「山間部にあり、周辺の民家様まで一定の距離を置いている。」としたのは、そうした具体的な距離的数値を念頭に置いたものではなく、あくまで人家が密集する地域と比べ比較的距離を確保しやすいという意味において記載しております。また、この距離感のニュアンスには、幸いにも当地が山間部ということもあり、敷地境からの見通し距離の間に峰丘などの高低が存在することも含まれております。
173	産業廃棄物は必ず排出されるものであり、人の生活とは切り離せないことは理解しているつもりですが、あえて奥山の自然を破壊してまで設置しなくてはならない理由があるのでしょうか。近隣にも住民は暮らしており、観光地である方広寺もあります。何故ここに設置を決定したのか、周囲にどれだけ悪影響が考えられるかをより明確にしていきたいと思います。 御心配をお掛けしておりまして、大変申し訳御座いません。 こうした施設は所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解していただけない施設であることは承知しております。 しかしながら、今回の計画は採石場跡地を有効利用するため、新たに開発する面積は少なく、動植物への影響については、通常の開発行為よりも抑えられると考えております。 また、今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水・土壤汚染などについて十分な安全性を期すべく各種の対策を講じており、自然破壊をおこすようなことは御座いません。 貴重な動植物についても、事前の概要調査にて、影響が懸念される希少種が数種存在することが確認されました。これらに関しては、県と自然保護環境保全協定を締結し、種の保全に向けた対策を実施し、自然環境を保護していくこととしております。 従いまして、動植物が絶滅したり、この地からいなくなるということは起きないものと考えます。 また、今回の事業計画に関しては、環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにしております。 しかしながら、こうした皆様のお声は真摯に受け止め、今後の環境保全協定締結に向けたお話合いのなかで反映していけたらと考えます。

	※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。 従いまして、環境基準を満たすことで生活環境を保全することができると考えております。
174	何故奥山にこれ程大規模な産廃処理施設が必要なのか？安全であるならば奥山以外にも空いている土地はいくらでもある。場所の検討は。 先回の見解書でも回答させて頂いておりますが、浜松市、静岡県、中京圏を含む中部圏では最終処分場が不足しております。 ・ 浜松市の状況は、平成 19 年 3 月刊の「浜松市産業廃棄物処理基本計画」によると ・ 平成 16 年のデータで、浜松市での産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の発生量は 168 万トンとなっています。 ・ この内最終処分にまわる量は 9%の 13.3 万トンになります。 ・ さらに、この発生量のうち「約 90%」が「市外へ搬出」されているのが現状です。 ・ 同基本計画では、明確に「最終処分場は、安定型・管理型ともに不足している状況にあります。」と報告しています。 ・ この「域外搬出」の状況は、浜松市だけでなく静岡県や中京圏でも同じ状況で、これらからは長期の運営が可能な最終処分場が強く求められています。 ・ 今後本施設が稼働すれば、地元は勿論のこと中京圏まで含んだ地域経済や環境問題解決に大きく貢献できるものと強く信じております。 御指摘のように最終処分場は奥山に必要ということではなく、奥山が在る浜松市に、静岡県に、中部圏に必要だという考え方です。 そういう視点からは、本計画地が、次のような点から最終処分場立地としての適切だと考えました。 ・ 廃棄物の最終処分場の場所選定の主な判断基準は、次の 4 点と考えております。 ① 収集運搬の効率 ② 周辺状況 ③ 地形地質 ④ 災害等に対する安全性 ・ 当社で最終処分場として適するかについて、上記 4 項目について検討した結果、 ① について：第 2 東名の IC に近く、収集運搬の効率が非常に高いと考えました。 廃棄物であっても、他の物流と同じく、コストにはじまり二酸化炭素削減なども考慮せねばなりません。 ② について：山間部にあり、周辺の民家様まで一定の距離を置いている。 ③ について：岩盤上にあり、地盤強度が確保されていること。 ④ について：岩盤上にあるため地震力に強く、また地すべりや土石流の危険地域には、指定されていないこと。

	そして、他の地域についての検討ですが、今回の計画を立ち上げるについて他の地域・他の場所も含め検討してこなかったわけではありません。最終処分場の必要性は、当社はもちろん地域の長年の課題であり、当社でも長年に亘り探し求め、その都度候補地が挙げればその候補地について検討はして参りましたが、結果的に現在進めているのが本計画であるということで御座います。
207	去る2月26日に開かれた際に手渡された貴社の回答資料の中の貴社が何故この奥山の地を選んだことか理由を知り一瞬唖然としました。①はともかく②～④も理由の一つに上げて(挙げて)ありますが、状況分析が少しばかり甘すぎると言わざるを得ません。何故なら - 一つ 山間部にあり周辺の民家まで一定の距離があると言いますが、500m位ではどうしようもないではないか - 一つ 地形地質⇒岩盤上にあるため強度があるというが、活断層の上に処分場をつくったらいづくるか判らないが必ずくる！とされている東海地震に耐えうる筈はないではないか。 - 一つ 何を根拠に地震力に強く、地滑りや土石流の危険はないとされるのか 単に指定されていないからという理由だけなら今一度調査する人間を変えて別の人たちに調査を依頼し、徹底的に調査し直すべきと考える。 事が起きてから因果関係を調べてあったら保障しますなどという「ユウチョ」(悠長)なことを言うことでは事は治まり(収まり)つかないはず(ず)であるゆえに最後にバカをみるのは我々住民であるからだ。 1：先回の回答のなかで、当社が選定理由の一つとして「山間部にあり、周辺の民家様まで一定の距離を置いている。」としたのは、具体的な距離的数値を念頭に置いたものではなく、あくまで人家が密集する地域と比べ比較的距離を確保しやすいという意味において記載しております。また、この距離感のニュアンスには、幸いにも当地が山間部ということもあり、敷地境からの見通し距離の間に峰丘などの高低が存在することも含まれております。 なお、御指摘の距離「500m」については、「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」に記載されている距離「500m」を引用されたものと推察致します。しかしながら、この「500m」という距離に基づいて今回の計画の可能性・妥当性を考察したわけでは御座いません。 今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水・土壤汚染などについて十分な安全性を期すべく各種の対策を講じております。 また今回の事業計画に関し、粉じんをはじめ、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査を実施した結果、環境基準(※)を十分達成できるという評価となっており、周辺近隣の皆様への被害を生じさせません。

※「環境基準」に関する説明

環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

従いまして、環境基準を満たすことで生活環境を保全することができると考えております。

2：当社としましては、本計画地にある断層は活断層とは判断しておらず（前回見解書および資料 B 参照）、これが東海地震（プレート型地震）やその他の地震で活動するとは考えておりません。

先回の見解書でも回答させて頂いておりますが、日本には非常に多くの最終処分場があります。また、これまで日本では数多くの大地震が発生し、その都度大災害をもたらしておりますが、これまで最終処分場が地震で崩壊し、廃棄物が周辺環境を汚染する事故は発生しておりません。

今回の東北地方太平洋沖地震（M9.0 最大震度 7）も、東北北関東地方に甚大なる被害をもたらしておりますことは御存知のとおりです。環境省のデータによると、平成 23 年 4 月 22 日現在、停止している廃棄物処理施設（最終処分場）は、神奈川県以北（北海道を除く）および静岡県の 15 都県中、県別では福島県 2 件、栃木県 1 件、千葉県 1 件、新潟県 1 件 となっていました。

その停止していた理由は、本データの中には記載がなく正確には把握できないのですが、産業廃棄物処理業界内の情報では、福島県の事案は原発事故の影響（警戒区域など）だと、また他県の事案では搬入道路の損壊による受入停止や、水処理施設の攪拌機器、ろ過機（砂ろ過塔・活性炭ろ過塔）等の浸出水処理設備機器の部分損傷による事案だとされております。

いずれにせよ、堰堤や遮水工、浸出水処理施設の基本的構造物などの損壊による停止案件という例は見受けられませんでした。

本施設計画でも、東海地震などの大規模地震を想定し、最終処分場堰堤や浸出水処理施設のコンクリート構造物等の崩壊倒壊がないよう安定計算を行ったうえで設計をしております。

【土木設計】

日本においては、今回の東日本大震災を経験した地区や静岡県を含む、北海道東南部（根室付近）～徳島県までの太平洋側の地域等が強震帯地域とされ、重要な構造物毎に水平震度（※）の基準があり、耐震設計指針や耐震設計基準が定められています。そして、静岡県における最終処分場の貯留構造物や堰堤埋立てに伴う盛土などの安定計算においては、「静岡県の開発行為等の手引き」に準拠した設計水平震度「0.25」を使用します。

本計画施設の貯留構造物は岩盤上にある土堰堤（フィルダム）であり、国の定める廃棄物最終処分場の計画・設計要領においては、建設省河川砂防技術基準を参考として設計するように指示されています。

建設省河川砂防技術基準における H=15～100mの土堰堤（フィルダム）設計震度は「0.15～0.18」ですが、静岡県の開発基準は巨大地震である東海地震を想定した「0.25」と震度基準をより高めたものであると理解しています。本計画施設はこの静岡県の基準に準拠していることから、安全性の評価としても高いものとなると考えています。

また、埋立てに伴う盛土（法面）の円弧すべりに対する安定性の計算につきましても、廃棄物処理法においては盛土の安全率等に関する規定はありませんが、上述のとおり、大地震時を想定した数値（設計水平震度：0.25）を流用しています。この条件においても耐えられるような設計上の安全性を確保しました。なお、下記表に規定されている基準はすべて満たしております。（詳細の検討結果は、巻末/資料 F 参照）

＜盛土の安全率に関する規定及び計算結果＞

基準書	所管	今回計画 採用値	各種基準・指針における値			本計画における 設計上の安全率の 計算結果※1
			想定状態	水平設計震度	安全率	
道路土工 指針	国交省		常時	—	1. 2	2. 6 6
			地震時	0. 1 2	1. 0	※2
				0. 1 6		
開発許可 基準	静岡県	○	常時	—	1. 5	2. 6 6
			地震時	0. 2 5	1. 0	1. 2 8
林地開発 基準	浜松市		常時	—	1. 5	2. 6 6
			地震時	0. 2	1. 2	1. 4 4

※1：安全率の計算結果が各種基準・指針における安全率以上であれば、十分な安全性を確保できることを示している。

※2：道路土工指針における地震時（水平設計震度0. 1 2、0. 1 6）における安全率の計算は行っていないが、水平設計震度をより大きくとっている（0. 2 5）静岡県の開発許可基準においても安全率1. 0を満たしているため、道路土工指針の安全率をも満たすこととなる。以上より、国交省の道路土工指針・静岡県の開発許可基準・浜松市の林地開発基準すべてを満たし、十分な安全性を確保できる。

【浸出水処理施設設計】

日本においては、建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が一定の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準である「耐震基準」があります。建築物には建築基準法及び建築基準法施工令などの法令により定められた基準が、また、原子力発電所などの重要構造物や道路・橋梁などの土木構造物には、それぞれ独自の基準が設けられています。

本計画における浸出水処理施設のコンクリート厚は、調整槽は壁厚 600mm・底版厚 700mm とし、また、水槽は壁厚 400mm・底版厚 600mm となることから、十分に構造として耐震性を有している設計となります。詳細は実施設計時の検討となりますが、当然静岡県の地震地域係数を加味したものとなります。（静岡県の地震地域係数は建設省告示では 1.0 であるが、静岡県建築構造設計指針による静岡県地震地盤係数によって 1.2 という厳しい数字が定められています。）

なお、浸出水処理施設の耐震設計は静的耐震設計法の「震度法」により設計する事が求められています。設計震度は、静岡県においては強震帯地域としての設計水平震度＝0.2 を用いること

になりますが、浜松市ではより厳しい設計水平震度＝0.25 を用いて設計することを義務付けています。よって浸出水処理施設は浜松市が想定する最大震度に耐える耐震性を有するものになります。

※設計(水平)震度とは、地震時に想定した最大加速度を重力の加速度で除した値で表したものです。道路土工指針などにより基準が設定されており、地震時の安定性を計算する際に利用される値です。

これらの計算を行うことにより、想定される東海地震にも対応できる十分な耐震能力を有した施設を設計致します。また、今般の東日本大震災を受けて耐震基準の見直しも検討されていますが、新たな基準が設定されれば、当然それに従った設計を致します。

3：土木の専門家の所見から見て、地すべり発生のおそれがある箇所があれば、排土工や押え盛土工などの対策を施す予定ですが、具体的な対策方法につきましては、現段階においては検討中であり、今後詳細な調査を踏まえ確定していくこととなります。

土石流の発生は、降雨による表土流出及び水路の閉塞で発生するものであり、埋立作業中、また埋立終了後については、雨水は効果的に防災調整池へ流下させることで災害防止機能が発揮されます。また、埋立完了後は斜面及び最終平面に植生を施し、表土流出防止措置が図られるため、安全が担保されることとなります。

なお、前回見解書において「岩盤上にあるため地震力に強く」と記載したのは、内閣府の「地震のゆれやすさ全国マップ」の「表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなります」などに因っております。